

無免許で理美容行為を行うことは 法令で禁止されています！！

●理美容行為※は理美容師以外が行うことはできません。

※理容行為：カット、顔そり等の首から上の容姿を整える行為

美容行為：カット、カラー、パーマントウェーブ、まつ毛エクステ、ヘアセット、化粧、フェイスペイント等の首から上の容姿を美しくする行為

●採用前に理美容師免許証を確認する等、確実に理美容師であることを確認したうえで従事させてください。

●違反した場合、罰則規定があります。

★原則として理美容師は理美容所の中で作業する必要があり、理美容所は、衛生的な基準を満たしていることを保健所が確認した後でなければ使用できません。これは、結婚式場や写真館等に付設された施設や会社等の福利厚生のために設けられた理美容室、短期間のイベント等でも同様です。

理容師法（抜粋）

第一条の二

2 この法律で理容師とは、理容を業とする者をいう。

第六条

理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。

第十四条

都道府県知事は、理容所の開設者が、第十一条の四若しくは第十二条の規定に違反したとき、又は理容師以外の者若しくは第十条第二項の規定による業務の停止処分を受けている者にその理容所において理容の業を行わせたときは、期間を定めて理容所の閉鎖を命ずることができる。

第十五条

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反した者

五 第十四条の規定による理容所の閉鎖処分に違反した者

美容師法（抜粋）

第二条

2 この法律で「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者をいう。

第六条

美容師でなければ、美容を業としてはならない。

第十五条

都道府県知事は、美容所の開設者が、第十二条の三若しくは第十三条の規定に違反したとき、又は美容師でない者若しくは第十条第二項の規定による業務の停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行わせたときは、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずることができる。

第十八条

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反した者

五 第十五条の規定による美容所の閉鎖処分に違反した者

